

**B（営業時間を5時から21時まで短縮、酒類の提供は20時まで）**  
**売上高方式（中小企業・個人事業主）**

店舗名	
-----	--

**1 店舗の所在地と要請に応じた期間**

店舗のある市町			
要請に応じた期間		から	まで
			日間

**2 前年又は前々年(または前々々年)の1～2月の飲食業の売上高(\*1)**

	①	②	③
	1～2月の飲食業売上高	日数	①÷②(少数点以下切り上げ)
(前年)令和3年1～2月	円	59	円
(前々年)令和2年1～2月	円	60	円
(*2)(前々々年)平成31年1～2月	円	59	円

(\*1) 売上高は、テイクアウトや物品販売にかかる売上高や、受給した時短協力金を除いた「店舗における飲食業の売上高」を記載してください。(消費税及び地方消費税を除く)

(\*2) (前々々年)平成31年1～2月の売上高は、令和2年1～2月または令和3年1～2月の罹災にかかる罹災証明がある場合や、令和3年1～2月に時短要請に応じていた場合のみ記載することが可能です。(罹災証明等の添付が必要です)

**3 協力金の算定に用いる1日当たりの飲食業の売上高**

③の内、最も大きいもの	④	円
-------------	---	---

**4 1日当たりの協力金額**

④×0.3 (25,000円～75,000円、千円未満切り上げ)	⑤	円
-------------------------------------	---	---

(参考)

④の額が83,333円以下	25,000
④の額が83,333円超、250,000円以下	④×0.3(千円未満切り上げ)
④の額が250,000円超	75,000

**5 協力金支給額**

⑤×(1の日数)	⑥	円
----------	---	---

## B（営業時間を5時から21時まで短縮、酒類の提供は20時まで）

## 売上高減少額方式

店舗名

## 1 店舗の所在地と要請に応じた期間

店舗のある市町			
要請に応じた期間		から	まで
			日間

## 2 前年又は前々年(または前々々年)の1～2月の飲食業の売上高(\*1)

	①	②	③
	1～2月の飲食業売上高	日数	①÷②(少数点以下切り上げ)
(前年)令和3年1～2月	円	59	円
(前々年)令和2年1～2月	円	60	円
(*2)(前々々年)平成31年1～2月	円	59	円

(\*1)売上高は、テイクアウトや物品販売にかかる売上高や、受給した時短協力金を除いた「店舗における飲食業の売上高」を記載してください。(消費税及び地方消費税を除く)

(\*2)(前々々年)平成31年1～2月の売上高は、令和2年1～2月または令和3年1～2月の罹災にかかる罹災証明がある場合や、令和3年1～2月に時短要請に応じていた場合のみ記載することが可能です。(罹災証明等の添付が必要です)

## 3 令和4年の1～2月の飲食業の売上高(\*1)

	④	⑤	⑥
	1～2月の飲食業売上高	日数	④÷⑤(少数点以下切り上げ)
令和4年1～2月	円	59	円

## 4 協力金の算定に用いる1日当たりの飲食業の売上高減少額

	④
(③の内、最も大きい額)－⑥	円

## 5 1日当たりの協力金額

	⑤
④×0.4 (上限:200,000円又は(③の内最も大きいもの×0.3)のいずれか低い額。)	円

(千円未満切り上げ)

## 5 協力金支給額

	⑥
⑤×(1の日数)	円

## B（営業時間を5時から21時まで短縮、酒類の提供は20時まで）

## 新規開業特例 売上高方式

店舗名

## 1 店舗の所在地と要請に応じた期間

店舗のある市町					
要請に応じた期間		から		まで	日間

## 2 開店日及び開店日から営業時間の短縮開始日の前日までの飲食業の売上高(\*1)

開店日			
開店日から 営業時間の短縮開始日の前日までの売上高	①		円
開店日から 営業時間の短縮開始日の前日までの日数	②		日
1日当たりの売上高(①÷②) (小数点以下切り上げ)	③		円

(\*1)売上高は、テイクアウトや物品販売にかかる売上高や、受給した時短協力金を除いた「店舗における飲食業の売上高」を記載してください。(消費税及び地方消費税を除く)

## 4 1日当たりの協力金額

	④
③×0.3 (25,000円～75,000円、千円未満切り上げ)	円

(参考)

③の額が83,333円以下	25,000
③の額が83,333円超、250,000円以下	③×0.3(千円未満切り上げ)
③の額が250,000円超	75,000

## 5 協力金支給額

	⑤
④×(1の日数)	円

エクセル様式を使用する場合は、ピンク色の着色セルに入力して下さい。

## B（営業時間を5時から21時まで短縮、酒類の提供は20時まで）

## 新規開業特例 売上高減少額方式

店舗名

## 1 店舗の所在地と要請に応じた期間

店舗のある市町					
要請に応じた期間		から		まで	日間

## 2 開店日及び開店日から営業時間の短縮開始日の前日までの飲食業の売上高（\*1）

開店日			
開店日から 営業時間の短縮開始日の前日までの売上高	①		円
開店日から 営業時間の短縮開始日の前日までの日数	②		日
1日当たりの売上高(①÷②) (小数点以下切り上げ)	③		円

(\*1) 売上高は、テイクアウトや物品販売にかかる売上高や、受給した時短協力金を除いた「店舗における飲食業の売上高」を記載してください。(消費税及び地方消費税を除く)

## 3 令和4年の1～2月の飲食業の売上高（\*1）

	④	⑤	⑥
	1～2月の飲食業売上高	日数	④÷⑤(小数点以下切り上げ)
令和4年1～2月		59	

## 4 協力金の算定に用いる1日当たりの飲食業の売上高減少額

③－⑥	⑦
	円

## 5 1日当たりの協力金額

⑦×0.4 (上限:200,000円又は(③の内最も大きいもの×0.3)のいずれか低い額。)	⑧
	円
	(千円未満切り上げ)

## 6 協力金支給額

⑧×(1の日数)	⑨
	円